

参議院議員通常選挙

投票で、私たちの思いを届けましょう！

必ず行くけん
投票！



投票日 7月21日(日)

(予定) 午前7時～午後8時

この記事の日付と日程は投票日が、7月21日(日)の場合です

投票日に大牟田で投票できる人

次の3つの要件に全て該当し、大牟田市の選挙人名簿に登録されている人です。

- ① 平成13年7月22日までに生まれた日本国籍の人
- ② 平成31年4月3日までに大牟田市に転入届けをし、引き続き市内に住んでいる人
- ③ 選挙権を停止されていない人

※平成31年4月4日以降に現在の市町村に転入届けをした人のうち、以前の市町村に3カ月以上住んでいて転出後4カ月以内の場合は、以前の市町村で期日前投票または当日投票、現在の市町村で不在者投票ができます。

投票所入場券(はがき)

入場券は1人1枚発行します。6月18日時点の住所で作成し7月4日頃発送します。同じ世帯でも配達日が異なることがあります。

入場券が届いていなかったり、なくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

投票用紙は2種類

① 選挙区選出議員選挙

福岡県選挙区からは3人を選出します(全国では74人)。薄い黄色の投票用紙に候補者氏名を書いて投票します。

② 比例代表選出議員選挙

全国を一つの選挙区として行われ、50人を選出します。白色の投票用紙に候補者氏名または政党等名を書いて投票します。

投票台には、候補者氏名や政党名などが掲示されています。よく見て正確に書きましょう！



点字投票・代理投票

投票所には点字用の投票用紙と器具を備えています。また、病气やけがなどで字が書けない場合は、投票所係員が代筆しますので申し出てください。投票の秘密は守られます。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票に行けない場合、投票日の前日までに投票することができます。

期日前投票

名簿登録地の市区町村の期日前投票所で投票。投票時点で選挙権を有している必要あり。

不在者投票

名簿登録地外の市区町村の不在者投票や、指定の病院等で投票(※例外あり)。

※期日前投票期間中に

18歳の誕生日を迎える人へ

投票する日により

取扱いが異なります！

・ 期日前投票は、18歳の誕生日の前日からできます。

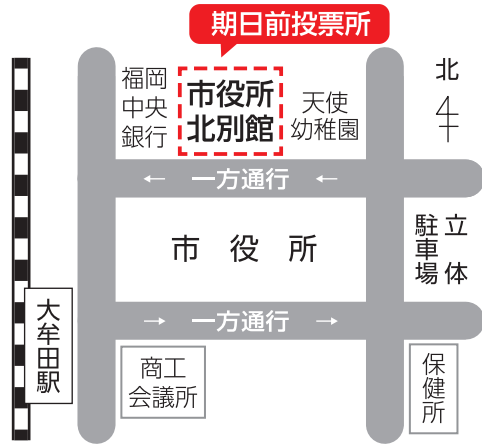
・ 投票する時点で17歳の人は不在者投票となります。大牟田市の不在者投票所は市役所北別館の選挙管理委員会室です。

◆期日前投票所・日時

①市役所北別館 1階 市民ホール

7月5日(金)～7月20日(土)
午前8時30分～午後8時

※期間中は臨時駐車場を設けます。



②えるる 1階 談話コーナー内
7月15日(祝)～7月20日(土)
午前9時～午後8時



★あらかじめ入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を記入しておく、投票所で記入する時間が省けます。

◆不在者投票所

市役所北別館2階 選挙管理委員会室(えるるは期日前投票所です。不在者投票はできません)。

◆不在者投票ができる期間

市役所北別館での期日前投票の期間と同じ

◆滞在先での不在者投票

事前に投票用紙等を取り寄せて、滞在先で投票ができます。やりとりは時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

◆病院や老人ホームでの不在者投票

対象 県の選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所している人
詳しくは施設に尋ねてください。

◆郵便等による不在者投票

対象 次に該当する人
・身体障害者手帳の交付を受けている人(等級など要件あり)
・戦傷病者手帳の交付を受けている人(等級など要件あり)
・介護保険の要介護者(要介護5)
7月17日(水)の午後5時までには手続きが必要です。

その他

◆選挙公報

投票日の2日前までに全世帯へ配ります。選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。

県および市のホームページアドレス
<http://www.pref.fukuoka.jp/>
<http://www.city.omuta.lg.jp/>

◆投票・開票速報

投票日は、市のホームページで投票・開票速報をお知らせします。

◆即日開票(有権者は参観できません)

▼会場 市民体育館アリーナ
▼時間 午後9時10分開始
※駐車場に限りがあります。

◆投票所に入場できる人

・18歳未満の人や選挙人を補助・介護する人は、投票する選挙人と一緒に投票所に入ることができます。
投票所内では、係員の案内に従ってください。

・秩序および投票の秘密を守るため、投票所内の携帯電話等での通話や写真撮影は控えてください。

■問合せ

選挙管理委員会
明るい選挙推進協議会
(☎412882)

応募してね

第99回白ばらクイズ

選挙では、残念ながら無効になってしまう票もあります。

無効となる例

- ・(候補者名のみを記載する選挙の場合)白紙や単に記号などを書いた票
- ・一枚の投票用紙に2人以上の候補者の氏名を書いた票
- ・候補者氏名に加えて他の事を書いた票
- ・誰の氏名を書いたかわからない票

貴重な一票が無効とならないよう、投票記載所に掲示されている候補者名をよく見て正しくはっきり書きましよう。

問題 次のうち、有効となるものが一つあります。何番でしょう。

- ①何も書かれていない票
- ②候補者氏名をひらがなで書いた票
- ③候補者氏名の横に「がんばれ」と書いた票

応募要領(応募は一人一通まで)

7月31日(水)(当日消印有効)までに、答えの番号、住所、電話番号、氏名を、はがきで選挙管理委員会(〒83660866 住所不要)まで郵送。

正解者の中から抽選で記念品をプレゼントします。

教育委員会だより

私たちの大切な宝である子どもたちが、夢や希望を持ち、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、教育委員会や各学校はさまざまな取り組みを行っています。
その「今」を紹介しています。

大牟田市は未来を創る児童生徒を育成しています

「ESDと新学習指導要領」

ユネスコスクールである全ての市立小・中・特別支援学校と教育委員会は、持続可能な開発のための教育（ESD）の実践を通して、世界にあるさまざまな現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、自分にできることを考えて行動する児童生徒を育成しています。



ESDの概念図



ESD / SDGsの授業実践（吉野小学校）

ESDは、第9号で紹介したSDGs（持続可能な開発目標）の目標4（質の高い教育をみんなに）の具体的な目標の一つに位置付けられていて、ESDを進めることは、SDGsの目標達成に貢献することになります

●新しい学習指導要領とESD

そのような中、約10年振りに改訂された新しい学習指導要領が、来年4月から小学校で、再来年4月から中学校で全面实施されます。この新学習指導要領では、全体の内容にかかわる「前文」と「総則」に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科においても関連する内容が盛り込まれています。



新学習指導要領リーフレット（文部科学省）

このことは、本市がこれまで推進してきたESDの考え方が、新学習指導要領全体の基盤となる理念として組み込まれたものということができます。

●未来を創る児童生徒を育成

新学習指導要領の全面实施から10年後の令和12（2030）年頃には、いま義務教育を受けている子どもた

ちや、これから受ける子どもたちが大人になります。情報化や国際化などがさらに進み、未来の社会がどのような姿になるかを予測することはますます難しくなると考えられますが、「未来を予測する最善の方法は、それを自ら創り出すことである」ともいわれています。

教育委員会と市立学校は、ESDの実践を通して、大牟田の子どもたちが自立した人間として、そして未来の創り手として、たくましく成長できるようにこれからも努力していきます。

SDGs…国連

「世界を変えるための17の目標」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をゼロに	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が向き合っている17の目標を達成しよう

SDGs達成の担い手育成の取り組み

「ESDMasterティーチャーの養成」

●SDGs達成のためには

ESDがますます重要に

右のページのとおりに、新学習指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられたことなどから、全国的に、学校現場でのESD実践を支援することがこれまで以上に必要とされています。

また、国連では、「ESDはSDGsの17の目標全てを達成するための鍵である」ともいわれており、ESDの提唱国である日本でESDを充実していくことがますます重要になっているといえます。

●大牟田で全国各地の

ESD指導者を育成

これに対し、本市には、長年にわたりESDに取り組んできた経験とノウハウの蓄積があります。そこで、



先生たちが実践を共有し、学び合うことで、ESDの質を高めていきます (写真は昨年度)

教育委員会は、昨年度から文部科学省の補助事業の採択を受け、これまでの経験とノウハウを活かし、学校現場でのESD実践の指導者となる教員「ESDMasterティーチャー」の育成と、そのネットワークづくりに取り組んでいます。

市内から、そして全国から大牟田に集い、さまざまな優れた実践を学び合っており、「ESDMasterティーチャー」となった先生たちが、それぞれの学校や地域でESDを推進するリーダーとして活躍することで、SDGs達成の担い手の育成が進むことが期待されます。

平成31年（令和元年）度大牟田市学校教育振興事業計画

教育委員会は、学校教育の振興のため、今年度重点的に取り組む事業を盛り込んだ計画を策定しました。

計画の趣旨

この計画は、本市の教育の振興に関する基本的な計画である「大牟田市学校教育振興プラン2016～2019」に基づいて毎年度策定しているものです。

今年度は学校教育振興プランの計画期間の最終年度であり、次期計画へつなげる年となります。

●7つの重点事業

今年度重点的に取り組む事業は次の7つです。

- ◆ おおむた・みらいESD推進事業
- ◆ 人と海と未来をつなぐ海洋教育推進事業
- ◆ 大牟田英語教育ステップアップ推進事業
- ◆ 大牟田学力ブラッシュアップ推進事業
- ◆ 「思いやり・親切」応援隊子どもプロジェクト事業
- ◆ 子ども大牟田体力検定推進事業
- ◆ 人権・同和問題啓発事業



新学習指導要領を踏まえた先進的な英語教育の研究と実践を支援します。(明治小の外国語活動の公開学習)



地域社会でESDを実践する拠点の国際的ネットワークへの参画を目指します。(宮原中生徒が国連関係者に英語で宮原坑をガイド)

問合せ 教育委員会事務局総務課
教育みらい創造室 ☎412867